

# 上吉町内会 規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡、連携及び親睦に関すること
- (2) 保健福祉、環境衛生、地域安全に関すること
- (3) 文化・スポーツの奨励と青少年の健全育成に関すること
- (4) 上吉町内会館及び共有物の維持管理に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要と認める活動

(名称)

第2条 本会は、上吉町内会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、上越市頸城区上吉全域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、上越市頸城区上吉1792番地1 上吉町内会館に置く。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。  
2 本会は、前項に規程するもののほか、本会の区域内に事務所又は店舗を有し、本会の趣旨に賛同する法人及び団体を賛助会員として参加させることができる。

(会費)

第6条 会員は、細則で定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。  
2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の1に該当する場合には退会したものとする。  
(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合  
(2) 本人より退会届が会長に提出された場合  
2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときには、その資格を喪失する。  
3 退会した会員がすでに納入した入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 会長                 | 1名        |
| (2) 副会長(まちづくり、総務管理、会計) | 3名        |
| (3) 監事                 | 2名        |
| (4) 理事                 | 各グループより1名 |
| (5) 班長                 | 各班より1名    |
| (6) 各専門部員              | 各若干名      |

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、監事及び理事は、総会において会員の中から選任する。

また、班長及び各専門部員は、各班から選出する。

2 会長、副会長、監事及び理事は、他の役員を兼ねる事ができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 まちづくり担当副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときはその職務を代行する。また、主に地域コミュニティ活動推進業務を担う。

3 総務管理担当副会長は、会長を補佐し、主に会の総務、事務及び町内会館管理業務をになう。

4 会計担当副会長は、本会の全ての会計業務を担う。

(1) 会長からの会計関係依頼事項

(2) 帳簿、通帳、領収書、印鑑、財産目録などの管理・保管

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること

(2) 会長、副会長及びその他役員の業務執行の状況を監査すること

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要と認めるときは、総会の招集を請求すること

(5) 役員会には必要に応じ出席し意見を述べることができる。但し、表決権は有しない

6 理事は、会長及び副会長に協力し、本会の円滑な運営を図る。

(1) 班運営を補助し、グループ会議の主宰を担う。

(2) 消防団と連携し、防災活動の運営を図る。

7 班長は、班内の業務を統括し下記の業務を行う。

(1) 班を代表し本会運営に伴う事項の協議と報告

(2) 班内の連絡及び会費等の徴収

(3) その他、班内の必要な事項

- 8 各専門部は、下記の業務活動を行う。
  - (1) 環境衛生部員では、本会の環境・衛生分野の諸活動
  - (2) 安全管理部員では、本会の交通、防犯分野の諸活動
  - (3) スポーツ文化部員では、体育、文化分野の諸活動

(役員任期)

- 第12条 会長、副会長、監事、理事及び各専門部員は原則1期2年とし、2期を限度とする  
但し、実情により協議の上、任期前の改選並びに留任は妨げない。
- 2 班長は、1年とし留任は妨げない。
  - 3 各役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

(総会の種別)

- 第13条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第15条) 総会は、この規約に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項を議決する

(総会の開催)

- 第16条 通常総会は、毎年2月の最終日曜日に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 会長が必要と認めたとき
    - (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
    - (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

- 第17条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号または第3号の規定による請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

(総会の定足数)

- 第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とする。

(1) 予算、決算、各種事業活動、施行細則など

(総会の書面表決)

第22条 止むを得ない理由のため総会に欠席する会員は予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の運用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過と概要及びその結果
- (5) 議事録署名人(2人)の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、会長、副会長、理事及び各専門部の部長、副部長をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 会長は、役員会構成員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求の日から 20 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示し少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

## 第6章資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)別に定める財産目録記載の資産
- (2)会費
- (3)活動に伴う収入
- (4)資産から生じる果実(利子など)
- (5)その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1項の第1号にかかげるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において過半数の議決を要する

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。(賄う)

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、且つ上越市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。  
2 総会の議決に基づいて解散する場合には、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録などの資産状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関して必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。役員会が細則を制定及び改正したときは、次の総会で報告し承認を得なければならない。

付記

1. この規約は平成18年10月1日より施行する。
2. 設立当初の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず平成18年2月の総会の定めによる。
3. 設立当初の会計年度については、第36条の規定にかかわらず平成18年1月1日より平成18年12月31日までとする。

昭和62年1月25日改正

平成4年1月26日1部改正

平成5年1月31日1部改正

平成12年10月15日全面改正

平成14年1月27日1部改正

平成17年2月27日1月部改正

平成18年10月1日全面改正：地縁団体・法人格取得のため

平成20年12月1日1部改正：第38条地方自治法改正による

平成24年4月1日1部改正：第9条、10条、13条の改正

2019年(平成31年)2月24日 大幅改正：

第6条、8条、9条、10条、11条、16条、17条、19条、21条、22条、23条  
24条、25条、29条、31条、33条、34条、36条、37条、38条、39条、40条